

平成30年 3 月27日提出

閱 覧 用

平成 3 0 年 2 月市議会定例会

追 加 議 案

報告第4号 ～ 報告第6号
議案第39号及び議案第40号

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第4号	専決処分の報告について（人身事故及び物損事故に係る和解）	1
報告第5号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解）	2
報告第6号	専決処分の報告について（施設敷地内での物損事故に係る和解）	3

議案番号	件 名	ページ
議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
議案第40号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	5

報 告

報告第4号

専決処分の報告について

人身事故及び物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第4号

専 決 処 分 書

人身事故及び物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月7日専決

島田市長 染谷 絹代

和解の内容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）と乙（●●●●●）の事故の責任割合は、甲6割に対し乙4割とする。・甲は乙に対し、乙の損害額881,821円を支払う。・今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相手方住所	●●●●●●●●
相手方氏名	●●●●
事故発生年月日	平成29年3月24日
事故発生場所	島田市向谷一丁目4039番地
事故の概要	塵芥収集車両が国道1号バイパス新大井川橋東側高架下の市道を走行していたところ、進行方向左側にある新大井川橋の歩行者・自転車走行路を下ってきた相手方自転車と出会い頭に衝突し、自転車を転倒させ損傷させるとともに、運転者の頭部を負傷させたもの。

報告第5号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第3号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月21日専決

島田市長 染谷 絹代

和解の内容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は乙（●●●●）に対し、乙の損害額30,240円を支払う。・今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相手方住所	●●●●●●●●
相手方氏名	●●●●
事故発生年月日	平成29年9月26日
事故発生場所	●●●●●●●●
事故の概要	公用バスを方向転換させるため、進行方向右側の空き地に後退で進入し、左方向に前進しようとしたところ、相手方境界コンクリート壁にバス左側面下部を接触させ、コンクリート壁を破損させたもの。

報告第6号

専決処分の報告について

施設敷地内での物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第5号

専 決 処 分 書

施設敷地内での物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月7日専決

島田市長 染谷 絹代

和解の内容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は乙（●●●●）に対し、乙の損害額332,904円を支払う。・今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相手方住所	●●●●●●●●
相手方氏名	●●●●
事故発生年月日	平成30年1月24日
事故発生場所	島田市湯日3779番地（初倉西部ふれあいセンター駐車場）
事故の概要	初倉西部ふれあいセンター敷地内に設置している、日陰を作るための棚の屋根材が強風により破損して飛散し、施設駐車場に駐車していた相手方車両に衝突して、右側面を損傷させたもの。

条 例 そ の 他

議案第39号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

平成30年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

氏名	住所	生年月日
青島 伸雄	●●●●●●●●	●●●●●●●●

議案第40号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

平成30年3月27日提出

島田市長 染谷 絹代

氏 名	住 所	生 年 月 日
小寺 敬二	●●●●●●●●	●●●●●●●●

